

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（抄）

平成11年12月24日

条例第38号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事 務	市 町 村
<p>8 和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号。以下この項及び次項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則(次項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(大気の汚染、水質の汚濁、騒音(風力発電施設に係るものを除く。)及び振動に係るものに限る。)</p> <p>(1) 条例第8条の規定による監視及び測定</p> <p>(2) 条例第20条第1項の規定による許可及び同条第4項(条例第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加</p> <p>(3) 条例第21条第1項の規定による許可</p> <p>(4) 条例第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項から第3項まで、第25条、第26条、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(5) 条例第23条第2項の規定による確認</p> <p>(6) 条例第27条第1項、第3項及び第5項、第31条第1項、第2項、第5項及び第8項、第34条、第38条第4項並びに第55条第2項の規定による命令</p> <p>(7) 条例第27条第2項及び第4項並びに第31条第4項及び第7項の規定による勧告</p> <p>(8) 条例第28条第2項の規定による期間の短縮</p> <p>(9) 条例第32条の規定による許可の取消し</p> <p>(10) 条例第33条の規定による届出の受理及び確認</p> <p>(11) 条例第37条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(12) 条例第39条の2第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(13) 条例第41条第1項の規定による要請及び同条第2項の規定による意見の陳述</p> <p>(14) 条例第54条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	<p>和歌山市</p>

事 務	市 町 村
<p>9 条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(騒音(風力発電施設に係るものを除く。)及び振動に係るものに限る。)</p> <p>(1) 条例第24条第2項及び第3項、第25条第2項及び第3項、第26条第2項及び第3項、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(2) 条例第27条第2項及び第4項並びに第31条第4項及び第7項の規定による勧告</p> <p>(3) 条例第27条第3項及び第5項、第31条第5項及び第8項、第34条並びに第38条第4項の規定による命令</p> <p>(4) 条例第33条の規定による届出の受理及び確認</p> <p>(5) 条例第37条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(6) 条例第39条の2第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令</p> <p>(7) 条例第41条第1項の規定による要請及び同条第2項の規定による意見の陳述</p> <p>(8) 条例第54条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	<p>各市町村(和歌山市を除く。)</p>